

## 6. みんなで協力し、みんなの力を育むまち【実行手段】進捗状況集計

| 達成状況評価基準                               | 令和7年度評価 |        | 事業総合評価 |        |
|--|---------|--------|--------|--------|
|  | 取組数     | 割合     | 取組数    | 割合     |
| A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった    | 0       | 0.0%   | 0      | 0.0%   |
| B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中 | 37      | 100.0% | 37     | 100.0% |
| C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手     | 0       | 0.0%   | 0      | 0.0%   |
| D【20%～50%未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了  | 0       | 0.0%   | 0      | 0.0%   |
| E【0%～20%未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中           | 0       | 0.0%   | 0      | 0.0%   |

※末  
1

| 令和8年度事業の方向性 |     |       |    |     |    |      |
|-------------|-----|-------|----|-----|----|------|
| 区分          | 取組数 | 割合    | 区分 | 取組数 | 割合 |      |
| A           | 1   | 2.7%  | C  | 1   | 2  | 5.4% |
|             | 33  | 89.2% |    | 2   | 0  | 0.0% |
|             | 0   | 0.0%  | D  | 1   | 0  | 0.0% |
| B           | 1   | 2.7%  | D  | 2   | 0  | 0.0% |
|             | 0   | 0.0%  |    | 3   | 0  | 0.0% |

※事業の方向性に関する  
説明は、【資料1】の1ページ  
目をご覧ください。

## 【実行手段】施策評価

| 項目                         | 取組名称 | まちづくり戦略<br>(新規・拡充) | 令和7年度事業内容・実績（見込）   | 令和7年度<br>評価 | 令和8年度の事業内容  | 令和8年度<br>の方向性 | 事業総合<br>評価 | 担当課 |
|----------------------------|------|--------------------|--|-------------|---|---------------|------------|-----|
| 6 みんなで協力し、みんなの力を育むまち【実行手段】 |      |                    |  |             |   |               |            |     |
| 1 地域コミュニティと自治の育成           |      |                    |  |             |   |               |            |     |
| 1 コミュニティ施設の維持管理            |      |                    |  |             |   |               |            |     |
| 1 計画的な地域集会施設の建設・維持管理       |      |                    | 令和2年度に策定した公共施設個別計画及び令和3年度に改訂した公共施設等総合管理計画等に基づき、湯の沢児童センター及びかなん沢・中里地域集会施設の改修工事を実施しました。   | B           | 令和2年度に策定した公共施設個別計画及び令和3年度に改訂した公共施設等総合管理計画等に基づき、仲町屋地域集会施設及び弥勒寺多目的集会施設の改修工事を実施します。          | B1            | B          | 総務課 |
| 2 地域集会施設等を利用した福祉活動等の展開     |      |                    | 地域集会施設等で行われている地域の茶の間等で依頼を受けて出前型介護予防事業を行っています。<br>出前型介護予防事業（9回見込）   | B           | 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援として地域の茶の間等への出前型介護予防事業を行います。  | B1            | B          | 福祉課 |
| 2 コミュニティ活動に対する支援           |      |                    |  |             |   |               |            |     |
| 1 活動団体の育成・支援               |      |                    | 自治会の世代間交流等を目的としたイベントのあり方について、各自治会のヒアリングを実施し、活動状況を把握します。  | B           | イベント等のあり方について、引き続き自治会長連絡協議会等において多くの自治会で共有し、自治会活動の充実に取組みます。                                | B1            | B          | 総務課 |
| 2 自治会再編の支援                 |      |                    | 令和5年度にて廃止  | —           |   | —             | —          | 総務課 |
| 3 自治会職員担当制度                |      |                    | 制度を活用する自治会数は、令和3年度は7自治会、令和4年度は9自治会、令和5年度当初は6自治会、令和6年度は6自治会、令和7年度も6自治会となっています。計18人を割り当てて活動を行っています。  | B           | 職員の配置を希望する自治会はやや減少傾向ですが、制度は存続とし、町と自治会の協働・連携協力の推進に取組みます。                                   | B1            | B          | 総務課 |
| 4 自治会との情報共有・ペーパーレス化の推進     |      |                    | 令和3年度に行政協力委員へタブレットを貸与、令和4年度に情報共有アプリを導入し、令和4～6年度に行政協力委員向けの操作研修を開催しました。また、令和6年度は一般の自治会員向けにも情報共有アプリを使用できる旨、周知を行いました。令和7年度は、これまでの実績を分析・検討し、併せて行政協力委員からの意見を聴き、継続可否を判断し、かつ、代替手段を研究します。 | B           | 情報共有アプリの事業者からシステム更改による使用料の値上げを打診されている状況であり、令和7年度中に使用実績や費用対効果を検討し、令和8年度以降の同アプリの継続可否を判断します。 | C1            | B          | 総務課 |
| 5 地域コミュニティ活動交付金制度の活用       |      |                    | 全自治会、交付金を財源とした、様々な事業や行事を実施しています。コロナ前までの活動水準に戻している自治会も多くあり、活動経費は全体的に増加傾向にあります。  | B           | コミュニティ活動が減退しないよう、交付金の効果的な使途についても引き続き随時提案していきます。   | B1            | B          | 総務課 |

## 【実行手段】施策評価

| 項目                    | 取組名称 | まちづくり戦略<br>(新規・拡充)  | 令和7年度事業内容・実績(見込) | 令和7年度<br>評価   | 令和8年度の事業内容 | 令和8年度<br>の方向性 | 事業総合<br>評価   | 担当課 |
|-----------------------|------|---|------------------|---|------------|---------------|--------------|-----|
| 2 オール松田で協働のまちづくり      |      |   |                  |   |            |               |              |     |
| 1 協働のまちづくりの推進         |      |   |                  |   |            |               |              |     |
| 1 自治基本条例に基づくまちづくりの推進  | 拡充   | 令和4年7月より運用している「松田町SDGs推進プラットフォーム」を活用した授業を町内の小学校で行いました。また、令和7年11月9日の産業観光まつりにて「松田町SDGs推進プラットフォーム」の更なる活用のため、普及啓発を行います。   | B                | 自治基本条例の3原則に基づき、町民・議会・行政のすべての主体が、愛町心と地域づくりへの意欲を持ち、協働(連携・協力)のまちづくりを推進できる環境・体制を整えていきます。  | B1         | B             | 政策推進課        |     |
| 2 情報共有(広報・広聴活動)の推進・充実 | 拡充   | 広報紙に关心を寄せて頂けるよう、地域性なども考慮した紙面の構成とします。また、紙面だけでなく、広報関連の情報は、町公式サイト等に随時掲載することとし、情報共有を図っています。<br>また、広聴としては、町への問い合わせメールや町長への手紙制度を引き続き運用し、町への意見収集の機会を設定していきます。<br>令和6年度より自治会配達の負担軽減を目的とした広報紙のポスティングは、本年度も対象自治会を拡大し、継続実施します。 | B                | 町民等の情報入手形態は多様化していることから、広報紙のみならず、SNSなど、多様な媒体で情報を発信していきます。<br>また、SNSのユーザー数の増加に向けた取組を実施していきます。   | B1         | B             | 政策推進課<br>総務課 |     |
| 3 参加、協働・連携協力の推進       | 拡充   | 令和7年度では「新松田駅北口地区市街地再開発事業に係る都市計画決定(変更)素案に関するパブリックコメント」意見数315件、「(仮称)松田町こども子育て応援条例パブリックコメント」意見数13件などのパブリックコメントがあり活発な意見をいただきました。<br>また、総合計画策定にあわせて全15会場で座談会を開催し、延べ155人の方に参加いただきました。                                     | B                | パブリックコメント及び町政懇話会・地域座談会にて意見交換の活性化を目指し、いただいた意見を実現可能な施策へと昇華するように取り組んで行きます。。  | B1         | B             | 政策推進課        |     |
| 4 チルドレンファースト事業の管理・推進  | 新規   | 総合計画の進捗管理に合わせ、チルドレンファースト事業に位置付けた各種事業の進捗管理を行っています。<br>まつだ子どもカフェについては、松田町・寄村合併70周年記念事業として子どもたちが企画したイベントの「釣り体験・バーベキュー」を11月3日に開催します。  | B                | 引き続き、総合計画の進捗管理と併せて、各事業の進捗管理等を行います。<br>来年度の子どもカフェについては、より一層子どもたちの意見を広く聞き、町政に反映できるような取り組みとして実施方法を含め改めて検討していきます。                                     | B1         | B             | 政策推進課        |     |
| 3 人権・男女共同参画・女性活躍      |      |   |                  |   |            |               |              |     |
| 1 人権問題対策事業の実施         |      |   |                  |   |            |               |              |     |
| 1 人権相談窓口の充実           |      | コロナ禍以降、毎月の町人権相談、特設人権相談を事前予約制にて行いました。また、12月に特設人権相談、1月に足柄上地区部会特設人権相談を実施します。<br>人権相談(例月)：1件(令和7年9月末現在)   | B                | 法務局の指示がない限り、事前予約制にて次のとおり実施します。<br>・毎月15日：町人権相談日<br>・6月上旬：「人権擁護委員の日」による特設人権相談<br>・12月上旬：「人権週間」による特設人権相談<br>・1月上旬：足柄上地区部会特設人権相談                     | B1         | B             | 福祉課          |     |
| 2 各種啓発活動の推進           |      |   |                  |   |            |               |              |     |
| 1 人権啓発講演会の開催          |      | 「人権週間」にあわせ町民大学の一環として、12月6日に講演会を実施します。また、12月4日～10日の「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、庁舎内の1室で普及啓発のためのパネル展示を実施します。<br>その他、ジェンダー平等に向けて、地域における普及啓発を継続的に行うため、1市5町における足柄上地区パートナーシップ連絡協議会を開催し、普及啓発の研修会を2月に実施します。                  | B                | 12月上旬に「人権週間」にあわせ町民大学の一環として、講演(内容未定)を開催予定(教育課)。12月の「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、庁舎内の1室で普及啓発のためのパネル展示を行います。また、LGBTQに関しても近隣市町と普及啓発を進めていくため、協議を進めています。 | B1         | B             | 福祉課          |     |
| 3 行政における意思決定への女性の参画   |      |   |                  |   |            |               |              |     |
| 1 審議会における女性の登用促進      |      | 「松田町男女共同参画プラン(計画期間R5～9)」に基づき、各所属が実施した事業(施策)の状況を確認(調査)します。<br>また、意思決定への女性参画の一助とするため、「男女共同参画社会」の実現に向けた、セミナー等を開催します。   | B                | 「松田町男女共同参画プラン(計画期間R5～9)」に基づき、各所属が実施した事業(施策)の状況を確認(調査)します。<br>また、意思決定への女性参画の一助とするため、「男女共同参画社会」の実現に向けた、セミナー等を開催します。                                 | B1         | B             | 定住少子化担当室     |     |

## 【実行手段】施策評価

| 項目 | 取組名称                     | まちづくり戦略<br>(新規・拡充) | 令和7年度事業内容・実績（見込）   | 令和7年度<br>評価 | 令和8年度の事業内容  | 令和8年度<br>の方向性 | 事業総合<br>評価 | 担当課          |
|----|--------------------------|--------------------|--|-------------|---|---------------|------------|--------------|
|    | <b>4 社会環境整備の促進</b>       |                    |  |             |   |               |            |              |
|    | 1 男女が対等な立場で社会に参画できる環境の整備 |                    | 「松田町男女共同参画プラン(計画期間R5～9)」に基づき、各事業課とともに事業を推進していきます。<br>担当課にあっては、「男女共同参画」をテーマとした講演会を実施し、意識の啓発を図っていきます。  | B           | 「松田町男女共同参画プラン(計画期間R5～9)」に基づき、各事業課とともに事業を推進していきます。<br>担当課にあっては、「男女共同参画」をテーマとした講演会を実施し、意識の啓発を図っていきます。               | B1            | B          | 定住少子化担当室     |
|    | 2 女性が輝き活躍できるまちづくりの推進     |                    | 女性の雇用創出や創業支援、生活支援を通じて地域経済活性化を図ることを目的に設置した「松田町創生推進拠点施設(スプラボ)」の運営について、指定管理(指定期間：令和6～10年度)により、安定した施設運営に取組みます。                                 | B           | 引き続き、指定管理者と共に施設の設置目的である女性の雇用や地域活性化のため、施設内のソフトの拡充(新規テナントの誘致)を行います。   | B1            | B          | 定住少子化担当室     |
|    | <b>4 行政運営</b>            |                    |  |             |   |               |            |              |
|    | <b>1 行政改革の推進</b>         |                    |  |             |   |               |            |              |
|    | 1 効率的な仕事の進め方の導入          |                    | 各所属で業務ごとの年間計画を作成して毎月の進捗管理を実施しています。月ごとに進捗を確認しているため、遅れが生じている場合は早めの事業修正等を行います。また、研修計画と連動することで、職員自身の能力を向上させます。                                 | B           | 引き続き、所属ごとに業務の年間計画を作成して毎月の進捗管理を実施していきます。   | B1            | B          | 総務課          |
|    | 2 組織体制の運用                |                    | 令和5年度から運用を開始した新しい組織体制について、検証を順次行います。   | B           | 引き続き、機構改革の成果について検証を行います。  | B1            | B          | 総務課          |
|    | 3 職員の定員適正化               |                    | 類似団体と比較すると正規職員数が少なく、また、条例上の定数よりも少ない状況にあります。総合計画に掲げられた事業の推進や新たな行政需要に対応するため、専門職を含めた職員の募集を行いました。  | B           | 国県の動向を注視し、今後の行政需要の動きを捉えながら、適正な職員配置の見通しを立て、必要数の確保を行います。  | B1            | B          | 総務課          |
|    | 4 職員研修計画の実施              |                    | 段階的に職員の能力が向上していくよう、令和6年度に経験年数や職責に応じた必須研修の見直しを行ったため、必須研修の受講を強く促しています。また、町独自の研修では、管理職向けの人事評価研修、基礎能力向上としてword・excel研修をeラーニングで実施しました。          | B           | 公務員として必要となる知識やスキルを身に着けるため、必須研修以外の研修についても積極的に受講を促し、かつOJT研修により実務も習得させます。また、町独自の研修では、時間を選ばず受講できるeラーニング研修の回数を増やす予定です。 | A             | B          | 総務課          |
|    | 5 職員接遇アンケートの実施           |                    | 接遇ワーキンググループで職員応対に特化したアンケート調査を接遇強化月間（10月）に実施し、お寄せいただいた意見をもとに、改善策を検討します。さらに、令和7年3月から通年で意見を回収する来庁者接遇満足度調査を導入しています。                            | B           | 引き続きアンケートの実施及び分析を行い、来庁者目線での課題を把握し対応策を講じます。  | B1            | B          | 総務課          |
|    | 6 デジタル技術の活用              | 新規                 | デジタル技術の活用により職員の事務・町民の行政手続きの利便性を高めるため、令和5年度に設置した町デジタルファースト推進協議会において、今後の導入するデジタル技術について検討する会議を開催しました。<br>行政改革大綱には、業務のデジタル化を掲げ、各業務のDXを推進しています。 | B           | 新たなシステムの導入・運用をしていく上で、効果などの分析を行います。また、令和7年度の取組みについても、引き続き、デジタル技術を活用した住民サービスの向上や業務の効率化を推進していきます。                    | B3            | B          | 政策推進課<br>総務課 |

## 【実行手段】施策評価

| 項目 | 取組名称                     | まちづくり戦略<br>(新規・拡充) | 令和7年度事業内容・実績（見込）  | 令和7年度<br>評価 | 令和8年度の事業内容  | 令和8年度<br>の方向性 | 事業総合<br>評価 | 担当課          |
|----|--------------------------|--------------------|---|-------------|---|---------------|------------|--------------|
|    | <b>2 官民連携の推進</b>         |                    |   |             |   |               |            |              |
|    | 1 官民連携の推進                | 新規                 | 官民連携(PPP)の推進のため、連携協定締結済事業者との連携事業を個々に実施していくとともに新たな分野での連携を模索し、多様な主体との連携協定低毛決を推進します(令和7年度中 新規に1社締結済で別1社と協議中)。また、PPPの推進にあたり、職員の事業への理解醸成のため、国等が開催するセミナーに関し、情報提供することで、受講機会を与え、知識の習得を進めていきます。  | B           | 連携協定締結済事業者とは、継続的に事業を実施することで、町民サービスの向上を図っていきます。<br>また、新規に多様な主体との連携も模索していきます。<br>PPP関連セミナーの受講を引き続き、職員に促し、知識の定着を図っていきます。                 | B1            | B          | 定住少子化担当室     |
|    | 5 財政運営                   |                    |   |             |   |               |            |              |
|    | <b>1 財源の確保</b>           |                    |   |             |   |               |            |              |
|    | 1 収納率の向上と体制の強化           |                    | 税務課職員及び収納対策員により財産調査、文書催告、納税折衝を行い、納付がない者については滞納処分38件を実施しています。<br>また、徴収に関するスキルの継承や困難事例に対する連携強化を図るために、税務課と町民課で共に徴収業務に専念する「徴収の日」を設けています。令和7年度は、転出者への滞納整理を強化し、訪問による納税折衝、納税催告、来庁要請や現地調査などから、納付計画の作成や差押えなどの滞納処分を徹底して実施できるように注力しています。 | B           | 財産調査により、預金、給与、年金及び生命保険の差押え、また、不動産公売、動産のインターネット公売などの滞納処分のほか、訪問して生活実態を調査し、状況によっては執行停止を行い、収納率の向上を目指します。                                  | B1            | B          | 税務課          |
|    | 2 キャッシュレス納付の推進           | 新規                 | 令和7年度は、令和6年度に引き続き町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税において、eLQR納税（eLTAX（エルタックス）を利用した納税方法）によりスマホ決済、クレジットカード支払いなどができる、納税方法が拡充されています。また、今後はeLTAX等を利用した固定資産税や軽自動車の納税通知書を電子化する取り組みが全国的に展開されるため、キャッシュレス納付の推進を併せて周知していきます。                  | B           | 発布する納税通知書に口座振替やキャッシュレス納付を勧奨する通知を同封することや広報紙へ納付方法の案内を掲載するなど、引き続きキャッシュレス納付等の周知をしていきます。   | B1            | B          | 税務課          |
|    | 3 町有地等の利活用の促進（再掲）        |                    | 町有財産について、町公共施設等総合管理計画に従い、記載した未利用資産等の活用や処分を進めています。<br>旧寄中学校については、民間事業者による農林水産アカデミーの事業開始に向け、より効果的な事業が実施できるよう、令和7年度より指定管理に移行するとともに、校舎の改修を実施しています。  | B           | 町公共施設等総合管理計画において、記載した未利用資産等の活用や処分を進めています。   | B1            | B          | 定住少子化担当室・総務課 |
|    | 4 町税外収入等の積極的な歳入確保        | 拡充                 | 総務省が毎年改定するふるさと納税(個人版)の制度運用に対応した上で、寄附の募集を行っていきます。また、寄附受入れ窓口(ポータルサイト)の拡充を検討し、寄付者の多様なニーズに対応できる体制づくりを行います。更に、多様な寄付に一々に対応する商品開発(シティープロモーション商品の活用)を進めています。<br>企業版ふるさと納税については、受入れに必要な第2期計画の国からの承認を受け、新計画に基づき、寄附検討企業へアプローチをしていきます。    | B           | 令和8年10月から個人版ふるさと納税については、新制度が適用される見込みであることから、当該基準を満たす内容での商品や運用を行っていきます。<br>また、企業版ふるさと納税については、中間事業者(サイト)の拡充に努め、多様な検討先企業のマッチングを推進していきます。 | B1            | B          | 定住少子化担当室     |
|    | <b>2 財務状況の公表と町民の理解促進</b> |                    |   |             |   |               |            |              |
|    | 1 財務状況の公表                |                    | 財政運営にあたっては、法令に基づいた財務状況の公表のほか、町広報紙により予算・決算・財政推計などの記事を掲載し、町民への周知を図りました。   | B           | 法令に基づいた財務状況の公表や町広報紙による予算・決算の記事による町民への周知に加え、『「出前講座』及び「人材バンク」の制度』と連携する形で、財政に関する出前講座を実施することで、町民の理解促進を進めます。                               | B1            | B          | 政策推進課        |

## 【実行手段】施策評価

| 項目 | 取組名称                          | まちづくり戦略<br>(新規・拡充) | 令和7年度事業内容・実績（見込）   | 令和7年度<br>評価 | 令和8年度の事業内容   | 令和8年度<br>の方向性 | 事業総合<br>評価 | 担当課              |
|----|-------------------------------|--------------------|--|-------------|--|---------------|------------|------------------|
|    | 3 公共施設の計画的な管理                 |                    |  |             |  |               |            |                  |
|    | 1 公共施設維持管理事業                  |                    | 公共施設個別計画及び公共施設等総合管理計画を基に、各施設において必要な時期に改修工事を実施しています。令和7年度は、かなん沢・中里地域集会施設及び湯の沢児童センターの改修工事を行いました。   | B           | 公共施設個別計画及び公共施設等総合管理計画を基に、各施設において必要な時期に改修工事を実施していきます。令和8年度は、仲町屋地域集会施設及び弥勒寺多目的集会施設の改修工事等を予定しています。  | B1            | B          | 総務課              |
|    | 2 使用料等の見直しの検討                 |                    | 町公共施設等総合管理計画の進捗状況や既存施設の現状等に応じ見直しを行います。仲町屋町営臨時駐車場の利用者増加を図るため、利用料金の減額等の検討を行い、寄地域の方は月額4,000円とすることとしています。  | B           | 町公共施設等総合管理計画の進捗状況や既存施設の現状等に応じ見直しを行います。   | B1            | B          | 総務課              |
|    | 6 広域行政・国際交流                   |                    |  |             |  |               |            |                  |
|    | 1 広域行政の推進                     |                    |  |             |  |               |            |                  |
|    | 1 広域連携の強化による組織づくりや各施策事業の推進    |                    | 各枠組みによる広域連携を推進し、本町単独では解決が難しい課題や広域で取り組むべき施策等について、協議や研究を行いました。<br>県西部広域行政協議会については、今後効率的に取組を推進するために役割等を協議しました。  | B           | 設置された各組織の目的ごとに、それぞれの枠組みによる広域連携を推進し、本町単独では解決が難しい課題や広域で取り組むべき施策等（例：広域的な森林管理、防災等）について、規模のメリットを生かした検討や研究を行っていきます。                                | B1            | B          | 政策推進課            |
|    | 2 足柄上地区ごみ処理施設整備               |                    | 足柄上衛生組合が事業実施主体となり、新施設整備に向けて施設整備・運営事業者の選定を行います。また、諸課題の整理・対応検討及び広報・ホームページ等による町民への周知を行います。  | B           | 足柄上衛生組合を主体に、令和7年度に選定した施設整備・運営事業者により新施設の設計と共に既存施設の解体を行います。また、諸課題の整理・対応検討及び広報・ホームページ等による町民への周知を行います。   | B1            | B          | 環境上下水道課          |
|    | 3 広域証明発行サービス事業の継続・コンビニ等サービス提供 |                    | コンビニ交付サービスの利用者増加を図るため、コンビニ交付について窓口用封筒や町広報誌に掲載し、マイナンバーカード交付時や電子証明書更新の機会に案内をしました。また、マイナンバーカード交付促進のため、夜間窓口を月2回、休日窓口を月1回、県出張サポート窓口を年間18回開設しました。県西地域広域証明発行サービスは、利用者の大幅な減少を理由に、令和7年度末をもって廃止とする手続きを進めました。 | B           | 現在、戸籍の広域交付の需要が大幅に増加しており、利用者の利便性が高まっている一方で、窓口の混雑が避けられない状況となっています。混雑緩和策として、役場に来庁せずに利用可能な諸証明のコンビニ交付サービスに必要となるマイナンバーカードの交付促進及び利便性についての広報に取り組みます。 | C1            | B          | 市民課              |
|    | 4 斎場の広域利用                     | 新規                 | 構成市町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）で整備した斎場であり、小田原市に事務委託をしています。構成市町とは連絡会議で施設や運営に関する意見交換等を行い連携を図っています。   | B           | 小田原市への事務委託により、維持管理・運営を行います。構成市町とは連絡会議で施設や運営に関する意見交換等を行い連携を図っていきます。   | B1            | B          | 環境上下水道課          |
|    | 2 国・県との連携強化                   |                    |  |             |  |               |            |                  |
|    | 1 各種施策の実現に向けた改善・要望等の実施        |                    | 町村会を事務局とした県政・国政への要望活動及び首長懇談会における県知事への提案・要望、県議会各政党に対する要望活動を実施しました。  | B           | 町村会を事務局とした県政・国政への要望活動及び首長懇談会における県知事への提案・要望、県議会各政党に対する要望活動を継続して実施していきます。  | B1            | B          | 政策推進課            |
|    | 2 県西地域の活性化                    |                    | 令和5年度に県が策定した、第3期県西地域活性化プロジェクトに掲載されている地域活性化に関する事業として、主に移住定住促進や未病センターの運営、新たな交通手段（オンデマンドバス）の導入による移動の利便性の向上などに取り組みました。   | B           | 県西地域活性化プロジェクトについては、令和5年度とりまとめた計画に則り、更なる移住促進に重点を置いた事業展開を推進していきます。   | B1            | B          | 政策推進課            |
|    | 3 姉妹町交流事業                     |                    |  |             |  |               |            |                  |
|    | 1 姉妹町交流事業の推進                  |                    | 令和7年度は横芝光町の産業まつりを11月16日、松田町の産業観光まつりを11月9日に開催し、両町の特産品の販売を行うなどの交流を行います。  | B           | 姉妹町同士の交流を行うことで、友好親善と観光事業等の活性化を図るために、令和8年度も継続的に「まつだ産業まつり」における交流事業を想定しており、横芝光町と双方で連携、相談しながら取り組むとともに、青少年対象の交流事業について検討します。                       | B1            | B          | 政策推進課<br>生涯学習推進課 |
|    | 4 国際交流事業                      |                    |  |             |  |               |            |                  |
|    | 1 国際交流事業の推進                   |                    | 各種の町事業に併せ国際交流ボランティアを中心に交流会を開催し、町民の意識高揚や外国人の来町者の増加に繋がっています。   | B           | 観光まつりや、きらきらフェスタ、桜まつりなどの開催に合わせ、外国人が来町する機会を設け受け入れ態勢を構築を進めるとともに、各種体験会等により外国人と町民が直接交流できる機会を設けます。   | B1            | B          | 生涯学習推進課          |